

目 次

2022年 5月 764号

特 集

令和4年4月～
中小企業に関する法律や制度の改正等について…………… 2

組合情報

大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介…………… 6
大阪府中小企業団体中央会 新規加入組合紹介…………… 7

調査・研究

府内中小企業の景況（情報連絡員報告令和4年3月分）…………… 8

組合等事業向上 支援事業関連情報

中小企業組合等活性化の支援…………… 11
組合ビジョン策定 大阪内装材料協同組合…………… 12

大阪府中央会 お知らせコーナー

通常総会終了後の諸手続きのポイント…………… 14
組合が行う変更登記…………… 16
事務局組織のお知らせ…………… 17
大阪・関西万博 大阪パビリオン出展基本計画 紹介（その6）… 18
中小企業のための無料法律相談会…………… 20

共済制度

大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内…………… 21

中央会日記

大阪府中央会の行事予定…………… 28

特 集

組合情報

調査・研究

組合等
事業向上
支援事業
関連情報

大阪府
中央会
お知らせ

各種
共済制度

令和4年4月～ 中小企業に関する法律や制度の改正等について

育児・介護休業法改正の概要（就業規則の変更が必要です）

改正の概要

1. 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み『産後パパ育休』の創設【育児・介護休業法】

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。

※現行の育児休業（1か月前）よりも短縮

②分割して取得できる回数は、2回とする。

③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。

2. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け

①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置。

②妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。

3. 育児休業の分割取得

育児休業（1の休業を除く。）について、分割して2回まで取得することを可能とする。

4. 育児休業の取得の状況の公表の義務付け

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。

5. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

6. 育児休業給付に関する所要の規定の整備【雇用保険法】

①1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。

②出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

施行期日

- 2及び5：令和4年4月1日
- 1、3及び6：令和4年10月1日（ただし、6②については令和3年9月1日）
- 4：令和5年4月1日

詳 細

詳細は、厚生労働省サイト「育児・介護休業法について」ページよりご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます

一般事業主行動計画の策定・届出の進め方

「一般事業主行動計画」とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を策定するものです。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込まなければなりません。行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4つのステップをご参照ください。

- ステップ1** 自社の女性の活躍状況を、基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する
- ステップ2** 一般事業主行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う
- ステップ3** 一般事業主行動計画を策定したことを都道府県労働局に届け出る
- ステップ4** 取組を実施し、効果を測定する

詳細

詳細は、厚生労働省サイト「女性活躍推進法特集ページ」よりご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます（就業規則の変更が必要です）

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および 周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場における パワハラに関する 事後の迅速かつ 適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）

併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
 - ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること
- ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、**事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止**されています。

詳細

詳細は、厚生労働省サイト「職場におけるハラスメントの防止のために」ページよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



令和4年4月～年金制度が改正されました

年金制度改正法（令和2年法律第40号）等の施行により年金制度の一部が改正されました。

概要

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

繰下げ受給の上限年齢引上げ

- 老齢年金の繰下げの年齢について、上限が70歳から75歳に引き上げられました。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が5年から10年に引き上げられました。
- 令和4年3月31日時点で、70歳に達していない方（昭和27年4月2日以降生まれの方）または受給権を取得した日から5年経過していない方が対象となります。

繰上げ受給の減額率の見直し

- 繰上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.5%から0.4%に変更されました。
- 令和4年3月31日時点で、60歳に達していない方（昭和37年4月2日以降生まれの方）が対象となります。

在職老齢年金制度の見直し

- 在職中の老齢厚生年金受給者について、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。令和4年4月から60歳以上65歳未満の方の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準が見直され、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準（28万円から47万円）に緩和されました。

加給年金の支給停止規定の見直し

- 加給年金の加算対象となる配偶者が、被保険者期間が20年（中高齢者等の特例に該当する方を含む）以上ある老齢、退職を支給事由とする年金の受給権を有する場合、その支給の有無に関わらず加給年金が支給停止されます。
- 令和4年3月に加給年金の支給がある方については、経過措置が設けられています。

在職定時改定の導入

- 在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回定時に改定が行われます。基準日である毎年9月1日に厚生年金保険の被保険者である場合は、翌月10月分の年金から改定されます。

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

- 令和4年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」を発行します。

詳細

詳細は、日本年金機構サイト「令和4年4月から年金制度が改正されました」ページよりご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0401.html>



特集

その他、令和4年4月～法律改正・施行される主なもの**■個人情報の保護に関する法律****詳細**

詳細は、個人情報保護委員会サイト「令和2年 改正個人情報保護法について」ページよりご確認ください。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>

**■プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律****詳細**

詳細は、経済産業省サイト「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」ページよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220114001/20220114001.html>



大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介

大阪府板金 工業組合

〔組合について〕

当組合は昭和7年7月に大阪府知事より「大阪建築鋳業組合」として正式に認可を受け、以後幾多の変遷を経ながらもおかげ様をもちまして今年で創立90周年を迎えました。

組合員が生業とする建築板金業とは、主に薄い金属板を叩いたり、切断したり、折り曲げたりした上で（加工）、屋根・雨樋・外壁をはじめ、厨房・ダクトその他板金製品を建物の所定箇所に取り付ける（施工）までの業態をいいます。

現在は、中小企業団体の組織に関する法律に基づき、大阪府下唯一の建築板金業者による商工組合として、認定職業訓練校・国保組合（大阪支部）・労働保険事務組合の運営・その他各種事業を営んでおります。

〔組合概要〕

組合住所 大阪府東大阪市若江東町1-1-44

組合電話 06-6730-5331

理事長 岩間 辰夫（大阪府中小企業団体中央会 監事／株式会社岩間工板 代表取締役）

副理事長 植木 洋一 山本 和也 谷本 義勝

専務理事 森川 享英



大阪銘木協同組合

〔組合について〕

当組合は昭和22年大阪横堀の地において大阪府銘木林産組合を立ち上げ、昭和25年大阪銘木協同組合に改称し、昭和40年に現在地である摂津市鳥飼銘木町に移転。

今年で75周年を迎えております。

主な事業内容と致しましては、全国各地より半製品から製品までの各種銘木を一堂に集荷展示し、毎月1回、組合員及び取引契約者を対象に市売り販売を行っております。

また、一般の方々に向け銘木の普及宣伝等の広報活動も広く行っております。

〔組合概要〕

組合住所 大阪府摂津市鳥飼銘木町20-40

組合電話 072-654-5555

理事長 吉本 登志貴
（大阪府中小企業団体中央会 理事／株式会社中喜 代表取締役社長）

副理事長 島澤 保平・堀口 仁



大阪中小企業団体中央会 新規加入組合紹介

令和3年10月1日～令和4年3月31日までに加入された組合を紹介します。

組合名

ワールドビジョン協同組合

理事長名：伊藤 進
住 所：540-0029
大阪府大阪市中央区本町橋5-14
設立年月日：令和2年7月1日
組 合 員 数：4人
出 資 金：100万円
組合員業種：サービス業
主な組合事業：共同購買、外国人技能実習生受入、
教育情報、福利厚生

組合名

中小企業零細事業協同組合

理事長名：椿本 茂也
住 所：542-0083
大阪府大阪市中央区東心斎橋2-3-4
設立年月日：令和3年5月26日
組 合 員 数：18人
出 資 金：500万円
組合員業種：サービス業
主な組合事業：共同計算、教育情報、福利厚生

組合名

SRC協同組合

理事長名：大賀 信幸
住 所：551-0031
大阪府大阪市大正区泉尾3-8-3
設立年月日：令和2年3月3日
組 合 員 数：4人
出 資 金：160万円
組合員業種：建設業
主な組合事業：共同受注・斡旋、共同購買・斡旋、
教育情報、福利厚生、外国人技能実習生
受入事業

組合名

JKアソシエイト協同組合

理事長名：柏木 信男
住 所：541-0059
大阪府大阪市中央区博労町1-3-16
設立年月日：令和2年11月6日
組 合 員 数：8人
出 資 金：410万円
組合員業種：サービス業
主な組合事業：教育情報、外国人技能実習生協同参入
事業

組合名

コーサライト・ファミリー協同組合

理事長名：木村 隆太
住 所：550-0003
大阪府大阪市西区京町堀1-7-9
設立年月日：令和3年11月30日
組 合 員 数：5人
出 資 金：100万円
組合員業種：繊維業
主な組合事業：共同購買・斡旋、共同宣伝、教育情報、
福利厚生支援

組合名

G.O.A.T.協同組合

理事長名：殿尾 光司
住 所：556-0016
大阪府大阪市浪速区元町2-5-16
設立年月日：令和4年1月26日
組 合 員 数：4人
出 資 金：400万円
組合員業種：サービス業
主な組合事業：共同購買・斡旋、教育情報、福利厚生、
技能実習生受入事業

組合情報



大阪府中央会情報連絡員報告

府内中小企業の景況

2022年
3月

1. 3月のD Iは、全9指標のうち4指標が低下し、主要3指標は、売上高8ポイント低下、収益状況と業界の景況は、前月同様横這いとなっている。
2. 3月末時点では、製造業では5指標のD Iが上昇し、また非製造業では5指標のD Iが低下している。

景況天気図

令和4年 3月分	全 産 業			製 造 業			非 製 造 業			30以上
	2月	3月	前月比	2月	3月	前月比	2月	3月	前月比	快晴
売上高	△8 	△16 	↘ -8	△25 	△13 	↗ 12	20 	△22 	↘ -42	
在庫数量	△10 	5 	↘ 15	0 	14 	↘ 14	△50 	△33 	↘ 17	晴れ
販売価格	3 	8 	↗ 5	0 	7 	↗ 7	10 	11 	↗ 1	
取引条件	△27 	△13 	↗ 14	△38 	△20 	↗ 18	△10 	0 	↗ 10	うす曇り
収益状況	△50 	△50 	→ 0	0 	0 	→ 0	△20 	△22 	↘ -2	
資金繰り	△27 	△17 	↗ 10	△38 	△26 	↗ 12	△10 	0 	↗ 10	
設備操業度	△18 	△26 	↘ -8	△18 	△26 	↘ -8				
雇用人員	4 	△4 	↘ -8	0 	0 	→ 0	△10 	△11 	↘ -1	
業界の景況	△38 	△38 	→ 0	△63 	△46 	↗ 17	0 	△22 	↘ -22	

快晴

10~29

晴れ

9~△9

うす曇り

△10~△29

くもり

△30~△49

雨

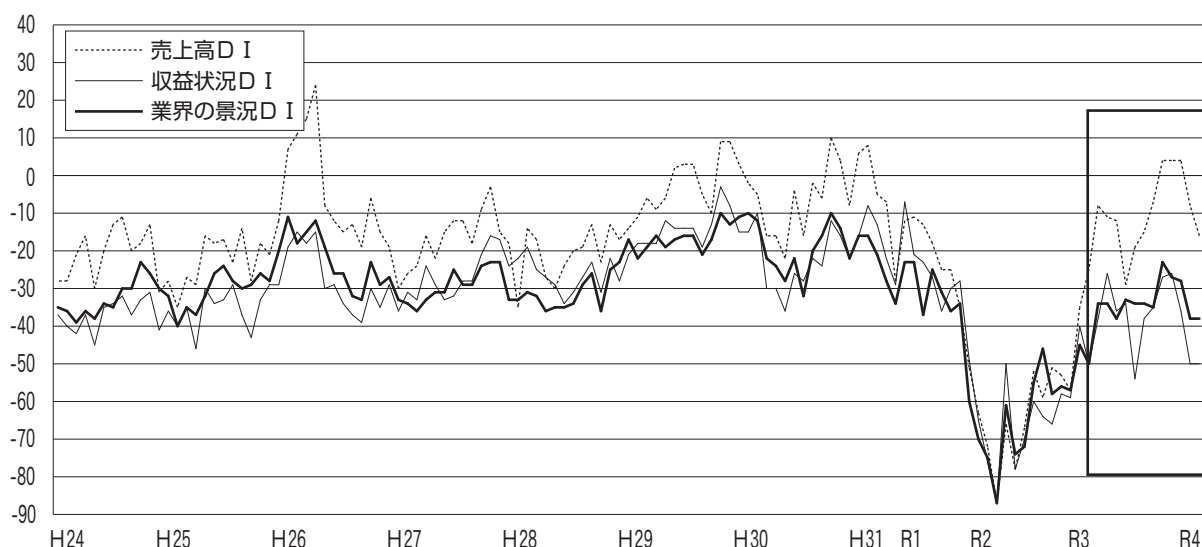
△50以上

大雨

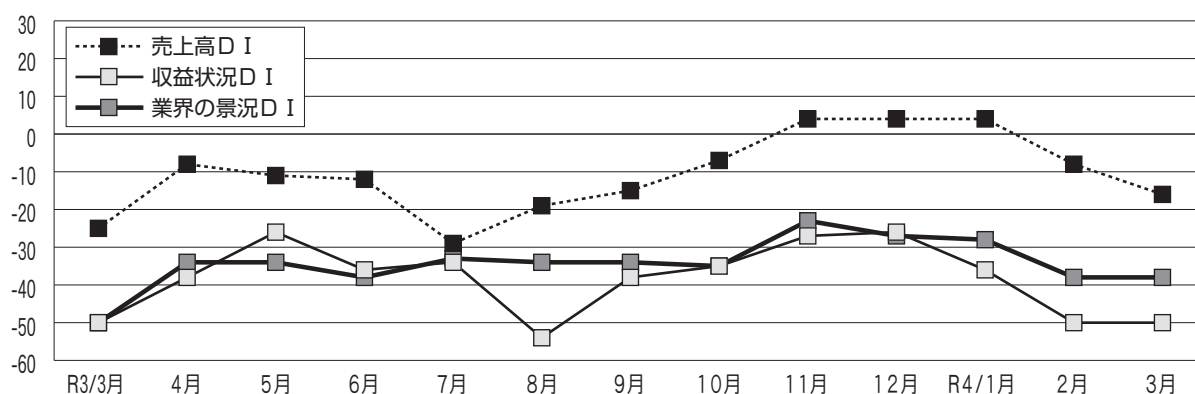
天気図の見方…各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値をもとに作成。その基準は右記のとおりです。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向に表しています。

DI (Diffusion Index: ディフュージョン・インデックス) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から、「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いて求める。

全産業 H24年3月～R4年3月のD Iの推移



全産業 R3年3月～R4年3月のD Iの推移



業種別概況（3月分）

【製造業】



水産食料品製造業

まん延防止等重点措置の延長に加え、ウクライナの情勢の緊迫化でロシア領空飛行禁止の影響などからノルウェー産サーモンの入荷が減少、加えて原油高騰などの影響から輸送コストも増加となり価格が高騰し、収益状況は悪化している。



綿・スフ織物製造業

新型コロナウイルス感染症の影響により、業界は未だ回復の見通しがつかない状態である。また、世界情勢の混乱により原油高と円安が一段と進行しており、業界の状況はさらに厳しさを増している。



木材加工業

前年同月と比べて売上高は増加傾向であるが、2年に一度の全国イベントで出品量も多かった単価価格は減少傾向にあり業界の景況は悪化している。



古紙収集加工業

3月も古紙の発生は悪く、特に雑誌・新聞は紙離れが影響し、前年度と比較してもかなり厳しく、白物古紙もペーパーレスにより大幅な減少となっており、段ボール古紙だけが前年並と予想され、業界全体としての景況は悪化している。



製本業

コロナ禍の影響で製本の内製化が更に進んだことに

より、売上高は減少、景況も悪化している。

シール印刷業

原油価格の高騰に伴い、原紙を含む資材の高騰が収益を圧迫しつつある。資材は平均で10パーセント強値上げで推移し、逆に販売価格は据え置きに近い状況が続いている。

セルロイドプラスチック製品製造業

前月比15%減、前年比20%減と操業度も上がらず、市況状況は回復基調が見えないなか、ナフサ高騰に伴う原料価格の上昇に歯止めがきかず、収益状況は極めて厳しい状態である。

石鹸洗剤製造業

コロナ禍の影響で原材料の高騰、運送費増等の経費増で収益状況は悪化しており、加えてロシア軍のウクライナ侵攻に伴うエネルギー関連の高騰により、非常に厳しい状況となっている。

碎石加工業

最大の取引先である生コン業界の売上が増加している中、販売価格の値上げができた。生コン業界における支払い条件が現金化に改善されたことにより取引条件は好転した。

鍛造業

生産量は今月も前年を上回り、15ヶ月連続上昇し、全体で前年比約111%となった。先月と増加率は変わらず、産業機械・土木建設機械用は好調を維持するが自動車用は前年比約105%と増加率が減少し、部品不足等の影響もあり先行き不透明である。

建築金物製造業

新型コロナウイルスの感染拡大により、原材料費の高騰や流通コストの高騰及び遅延、また従業員の確保難等にある中、さらにウクライナ情勢により追い打ちをかけられつつあり、景況は悪化している。

産業機器製造業

コロナ禍とウクライナ情勢もあり、自動車生産量減がメーカーより発表されている。新車納品も数ヶ月先の見込みとなっている。当組合の組合員は自動車部品の製造が大部分のため、生産量減が予想される。

印刷製本機械製造業

部品メーカーの中には部材が揃わないため倒産した企業も出始めた。この影響から、1台の機械の中に複数メーカーの制御装置などを搭載するようになければ完成品ができない状態となっており、生産性は低下している。

【非製造業】

電気機器卸売業

業界全体では売上・収益ともに微増での推移にあり、各組合員とも総じて安定した業績推移を確保できているが、各種副資材・商材等の供給不足による設備工事等の遅れも目立ってきており、資材・原油高騰等による値上げや商材の納期遅れなどの影響が出てきている。

衣服・身の回品卸売業

オミクロン株拡大によるまん延防止対応から、民間消費は依然低調が続いており、加えてロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー、穀物等原材料価格の高騰に伴う中小企業への影響は大きいものが予想される。

二輪自動車小売業

依然として新車の供給が遅れているが、旺盛であった頃と比べ需要に陰りが出ており、業界の景況は悪化している。

地質調査業

業界としては景気が安定している。

警備業

新型コロナウイルス感染症の影響により中止になっていた大型イベント等が少しずつ復活して来た。また高速道路の集中工事の交通誘導業務の受注があり、昨年同月と比べて売上が増加した。

建設業

資材の価格上昇により、受注にも影響がでており、収益状況が悪化している。

タイル工事業

前年比で売上高は増加しているものの、仕入単価も増加しており、収益状況は悪化している。

貨物運送業

前年同月に比べ件数は増えたが、競争激化により単価は減少、そのため売上高はほぼ同等だった。燃料価格が上がったため経費が膨らみ収益状況は悪化している。

中小企業組合等活性化を 中央会が支援します！

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む**中小企業組合や中小企業の異業種グループ**に対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

支援メニュー

① 組合ビジョン・中期計画作成支援

組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。

(支援内容) 組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会(5回)への参画、アンケート実施、計画取りまとめアドバイス

② 組合事業計画作成支援

組合の新規事業や既存事業再構築の事業計画作成を支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会(5回)への参画、事業計画取りまとめアドバイス

③ 組合事業活性化支援(教育情報事業以外)

組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(4回)参画、事業実施アドバイス

④ 組合事業活性化支援(教育情報事業)

組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、開催全般にわたり支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(2回)参画、事業実施アドバイス

⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援

業種が異なる企業が連携して行う新事業計画(新商品開発計画、新サービス事業計画等)の作成を支援します。

(支援内容) 新商品開発・新サービス創出プラン検討会(5回)への参画、計画取りまとめアドバイス

支援対象

◇ ①～④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合

◇ ⑤は中小企業4社以上で構成される異業種グループ

※代表及び過半数の企業は、大阪府内に主たる事務所があること

留意点

◇ 申し込みは、年度内、1支援メニューのみの利用となります。

※原則2年以内の組合は、設立時に事業計画を作成しているので利用はできません。

◇ 過去支援した同一課題の支援申込はできません。

◇ 支援依頼事業が、行政機関や他の支援機関からの支援(補助金や専門家派遣など)を受けている場合は、重複利用ができません。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

組合ビジョン策定
大阪内装材料協同組合

当組合は、昭和38年に近畿圏一円におけるインテリア部材・内装材料の製造及び販売を行う業者により、近畿内装紙協同組合として設立し、その後、昭和49年に大阪内装卸商協同組合と合併して、現在の大阪内装材料協同組合に改称した。昭和38年から同52年まで常設展示場を開設、新聞発行による情報提供、海外視察や各種研修会の開催等を行うなど、内装材料の普及と品質向上に努めてきた。また、昭和50年からは、西日本エリアにおける防火壁装施行者への定期的な講習会を開催し、内装制限や防火壁装知識の普及に努めるとともに、防火認定ラベルの販売や「中小企業お役立ちレポート」の発行を行っている。

こうした活動を踏まえて、組合において4つの基本計画を策定し、令和2年度事業を開始したが、役員のみで構成されているため、複数の計画に重複して係っており、足並みがそろわない状況であった。さらに、新型コロナウイルスの影響により、組合員企業の業績も悪化してきており、組合の活動に積極的に参加できなかった。

そのため、組合運営・事業の取り組みを含めて、組合の今後の方針について検討することとなり、令和2年度において、大阪府の組合等事業向上支援事業を活用し、大阪府中央会及び専門家のアドバイスを受けて、組合ビジョンを策定した。

○現状分析のまとめ

強み	弱み
・内装業界のメーカー、製造、卸、販売の会社が揃っており、組合集団として商品開発から販売まで一気通貫の取り組みを行うこともできる。 ・賦課金だけでなく事業収入で一般管理費を賄っており、自立した収支構造で組合を運営している。 ・広報活動に対する意欲が高く、紙媒体の取組だけでなくYouTubeや動画の活用、ホームページを通じた情報発信など、オンラインの取り組みも積極的に展開している。 ・事務局はベテランスタッフ2名で構成されており、事業運営が収斂されて効率的になっていると考えられる。	・部会間の連携や情報共有、内部広報の機会が限られており、メーカー、製造、卸、販売の各社が揃っている特徴を活かすための仕組みが構築できていない。 ・事業収入に頼った予算は、組合員数の減少や不況によるラベル交付数、講習会参加者の減少がリスクとなる。 ・理事長になると負担が大きいため、理事長に立候補したがりない傾向があり、組合をひっぱりリーダーが台頭しづらい。 ・部会の活動は年1回以下と活発ではなく、各部会の情報を交換・共有する機会が限られているため、結果として、組合に一体感が醸成されていない。 ・組合員が減少してスケールメリットを得られる組織規模ではなくなりつつある。
機会（チャンス）	脅威（ピンチ）
・住居様式の変化や新しい内装材の登場により、市場が新陳代謝してビジネスチャンスが生まれる可能性がある。 ・テレワーク化の進展で在宅時間が長くなることで、住居の内装にこだわる人が増えてくる可能性がある。 ・DIYの普及により、住居の内装を自分で変える一般消費者が増加している（施工店にとっては脅威でもある）	・新型コロナの感染拡大により講習会が中止・延期し、組合の事業収入が減少する可能性がある。 ・原材料のメーカーや職人が減少しており、組合員の仕入れ先も集中しているなか職人や仕入れ先の廃業といった仕入れリスクが顕在化している。 ・量産品の壁紙の普及により、織物壁紙など本物志向の需要が減少し、その結果として組合員の対象市場が縮小する。 ・当組合以外にも防火壁装施工管理ラベルを販売する団体・組合は多数あり、組合員が他団体で購入すると組合の事業収入が減少する。

〇組合ビジョン2026

**大阪内装材料協同組合は、
メーカー、製造、卸、販売が集まる大阪ならではの特色を生かし
組合員集団として商流を顧客起点で最適化する
「和モダン空間」の総合プロデュース団体となる。**

「大阪内装」という地域を冠した組織名があることに立ち返り、地域のユーザー（消費者）の潜在ニーズに耳を傾けて需要特性を理解し、和モダン空間を形成する内装材料の効果的な需要の喚起・創造を行う諸活動を、組合員が一丸となって取り組むことを掲げる。

取り組みのゴールは、①消費者、および消費行動を類型化し、②「消費者、および消費行動の類型化」からの商品・品揃えを検討・実現して、③展開する流通ルート（展示場・店舗等）を組合として場を設けて、④「消費者→販売→卸→メーカー→サプライヤー（原料仕入先）」の商流で連携した結果、各組合員の事業に利益をもたらすことである。

当組合員が扱う内装材料は、襖と壁紙で大別できる。襖と壁紙ごとに組合員が連携し、売上獲得と経費削減の両面で、チームごとに必要な事業を推進していく。

〇ビジョン実現に向けたロードマップ

ビジョン実現に向けた大まかなロードマップを示す。

項 目	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
会員数		30		30		30		30		30
部会の組織再編	提案	協議	決議	運用						
コミュニケーション ツールの導入	要件整理	ツール 選定	導入計画	導入	運用開始					
新事業の取り組み	事業検討			実施	万博準備				大阪万博	大阪万博 (11/3迄)
理念策定	検討	明文化	お披露目							

組合ビジョン策定等、中小企業組合等活性化を中央会が支援します！

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部 TEL (06) 6947-4371

通常総会終了後の 諸手続きのポイント

組合は事業年度終了後、中小企業等協同組合法に基づき認可行政庁ならびに組合事務所の所在地を所管する法務局等により下記の事項について届出や申請等の義務が生ずることになります。

また、下記の添付書類の各様式については、大阪府中小企業団体中央会ホームページの「行政庁への届出様式ダウンロード (<https://www.maido.or.jp>)」に掲載しておりますのでご利用ください。

なお、用紙はA4判を使用してください。

その他、各手続きの詳細については中央会(連携支援部06-6947-4371)においてご相談に応じております。

(1) 決算関係書類提出書(通常総会又は通常総代会終了の日から2週間以内に提出)

令和3年度の決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)や事業報告書、監査報告については、主務省令(施行規則)に基づき作成することが必要です。

- 【添付書類】①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書
⑤剰余金の処分又は損失の処理を記載した書面
⑥前各号の書類を議決した通常総会(総代会)の議事録

(2) 役員変更届書(変更のあった日から2週間以内に提出、役員の変更がない場合は提出不要)

- 【添付書類】①変更事項記載書(新旧役員名簿)
②変更の年月日及び理由を記載した書面
③総会議事録(総代会議事録)
④理事会議事録

なお、通常総会(通常総代会)において新たな役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類への総会議事録(総代会議事録)添付により役員変更届書への総会議事録(総代会議事録)添付を省略することができます。

また、役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に全く変更がないときは、行政庁への役員変更届の提出は不要となります。

(3) 定款変更の認可申請

組合の定款を変更するには行政庁の認可が必要です。

下記の書類を袋とじにしたものを2部(協業組合と商工組合は3部)提出してください。

(認可庁が大阪府の場合、袋とじは不要です)

- 【添付書類】①定款変更認可申請書 ②変更箇所新旧対照表 ③変更理由書
④総会議事録(総代会議事録)

なお、事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書、収支予算書の添付が必要です。

※定款変更の認可申請を円滑にすすめるため、事前に中央会(連携支援部)へご相談いただくことをおすすめします。

組合決算期の諸手続き一覧

行事等	手続き	留意事項
	年度末決算処理	
	出資変更の登記 決算関係書類、事業報告書の作成 ↓ 決算関係書類、事業報告書を監事に提出 監査報告書の提出 〔・監査期限は4週間を下回る期間を予め定めることは不可（ただし、4週間を下回るまでに監事が報告することは可）〕 ↓ 理事会開催 〔・通常総会提出議案審議の件 ・監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認 ・通常総会開催日時・場所決定の件〕 ↓ 決算関係書類、事業報告書を総会の2週間前までに組合事務所に備置き ↓ 通常総会招集通知の発出・決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提出 ↑ 10日以上 ※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。 ↓ 通常総会開催 〔・決算関係書類承認の件 ・事業計画・収支予算書承認の件 ・定款変更 ・役員改選の件 等〕 ↓ 理事会開催 〔代表理事等の選任等〕 ※総会、理事会終了後の手続き 〔・決算関係書類の提出・役員変更の届出 ・定款変更認可申請 ・代表理事の変更登記〕	4週間以内に 決算関係書類 等 〔・財産目録 ・貸借対照表・損益計算書 ・剰余金処分案（又は損失処理案） ・事業報告書〕 理事会の招集は理事会の7日前までに ※全員の同意があれば招集手続は省略できます。 ※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。 ※招集通知に決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して郵送することになります。 ※組合員全員の同意があれば招集手続の省略可＝決算関係書類等の提供も不要です。 ただし、役員変更の届出については、役員に関する事項の定款変更がある場合は定款変更認可後となる場合もあります。
理事会		
通常総会		
理事会		

大阪府
中央会
お知らせ

組合が行う変更登記

1. 出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記について

事業年度中に出資金の増加又は減少があったときは、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては4週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。

添付書類として「監事の証明書」が必要です。

2. 代表理事の変更登記について

役員の改選による「代表理事」の変更登記については、次の点にご留意下さい。

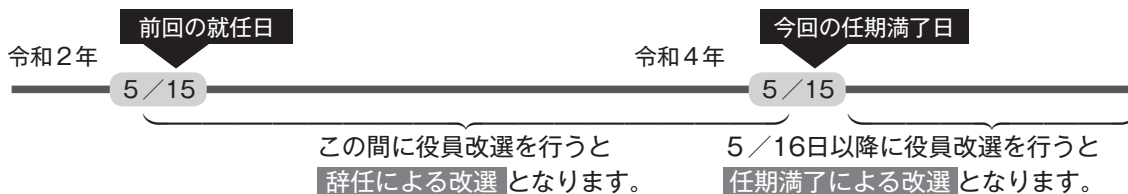
任期満了又は辞任等で代表理事（理事長）に変更があった場合は、就任後、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。代表理事が再選された場合であっても変更登記が必要です。変更登記を怠った場合は、過料制裁が発生しますのでご注意ください。

添付書類は、以下のとおりとなります。

- ①総会の議事録
- ②理事会の議事録
- ③理事会議事録には、出席した理事並びに監事の実印の押印と個人の印鑑証明書が必要です。ただし、当該議事録に変更前の代表理事が記名押印し、その者が代表理事に就任の際に、法務局に届出ている印鑑と同一のものが押されているときは、印鑑証明書の添付は不要です。（法規9、商規82）
- ④定款の抜粋
- ⑤代表理事の就任承諾書
- ⑥辞任届（代表理事が辞任によって変更した場合は組合の実印の押印が必要です）
- ⑦委任状（変更登記を代理人が申請する場合は必要です）

※役員（理事・監事）の任期が辞任か任期満了かの区別について

〔例〕 定款上、役員の任期が2年と規定されていて、2年前の5月15日に役員に就任している場合。



【総会議事録例】

第〇号議案 理事及び監事の選任の件

議長は、本組合の令和2年5月15日就任の理事及び監事及び監事全員が令和4年5月〇日任期満了につき、（又は辞任の申し出があり）その改選を行いたい旨を述べその方法を議場に諮ったところ…。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL (06) 6947-4371

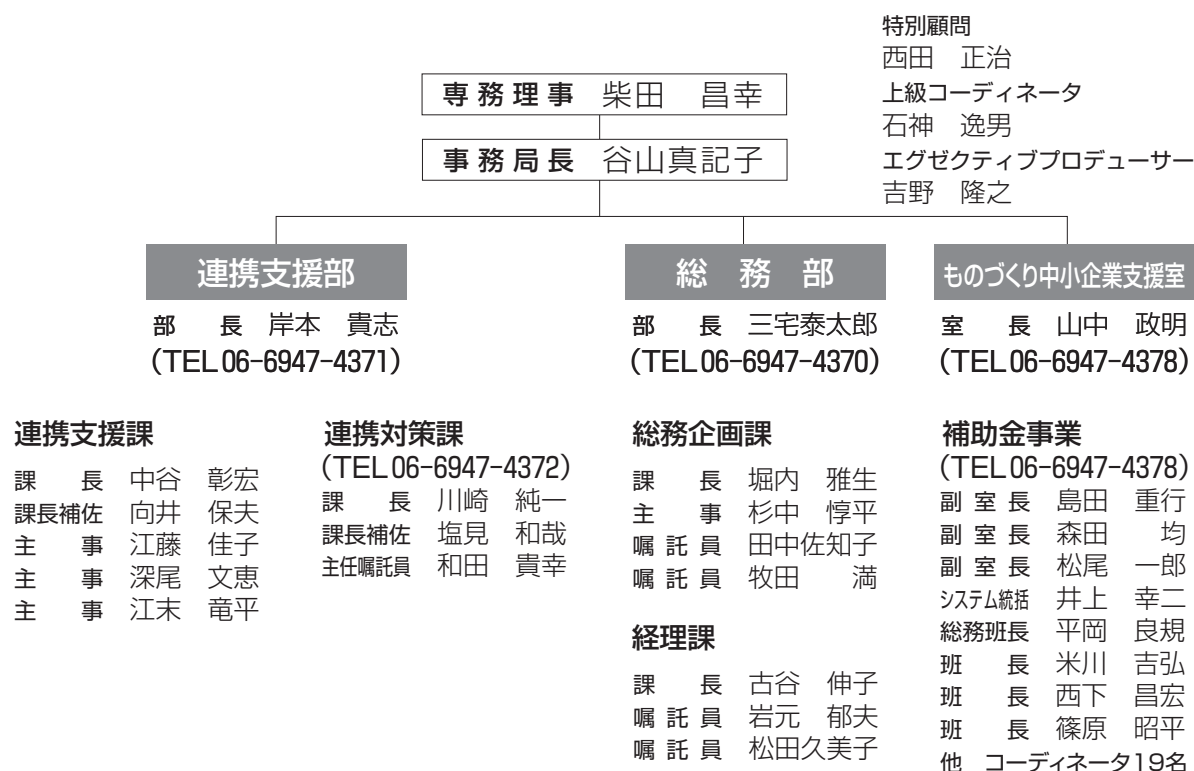
事務局組織のお知らせ

本会では、4月1日付けの人事異動等に伴い、事務局組織と地区別担当者を一部変更しましたのでお知らせします。

地区担当者は、会員組合の皆様への巡回訪問を引き続き実施させていただきますとともに、これまでどおり行政庁への各種届出書類の作成や提出手続き、組合事業の活性化などの窓口になりますので、お気軽にご相談ください。

また、国の「ものづくり補助金事業」の地域事務局として、補助金交付後の販路開拓等までサポートする『ものづくり中小企業支援室』をご活用ください。

○中央会事務局機構図（令和4年4月1日現在）



○中央会地区別担当者

地区名	担当者名
中央区、吹田市、豊中市	堀内
西区、吹田市	古谷
中央区、泉大津市、忠岡町、箕面市	岸本
北区、和泉市	和田
中央区、岸和田市	江藤
天王寺区、阿倍野区、東成区、豊中市	江末
浪速区、城東区、都島区、堺市美原区・堺区・北区	三宅
港区、福島区、此花区、西淀川区、鶴見区、生野区、平野区	杉中
住之江区、西成区、大正区、住吉区、東住吉区、泉佐野市	中谷
淀川区、東淀川区、堺市南区・西区・中区、泉佐野市	深尾

調査・人材支援課

課長補佐 谷口 博信
主事 宮西 智子

フォローアップ担当

(TEL 06-6947-4360)
副室長 阪口 公仁
フォローアップ事業担当班長 川舟 功朗
他 コーディネータ4名

地区名	担当者名
富田林市、八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市、枚方市、大東市、貝塚市、大阪狭山市、池田市、豊能町	宮西
高槻市、摂津市、茨木市、守口市、門真市、寝屋川市、河内長野市、四條畷市、泉南市、阪南市	向井
東大阪市	谷口
大阪府内の商店街振興組合	川崎 塩見

大阪・関西万博 大阪パビリオン 出展基本計画 紹介(その6)

●展示構成

◇「バーチャルパビリオンの方針と展開」

バーチャルパビリオンは、未来のバーチャル空間でのアバターを通じた存在感や生き方を意味する「バーチャル・ビーイング」をコンセプトとします。2025年の開幕前と会期中、開幕後も見据えたタイムラインの中で、エンターテインメント要素も盛り込んだ様々なコンテンツを展開していきます。

開幕前は、2021年12月から一般開放しているバーチャル大阪を活用し、期待感を醸成することを目的に、映像コンテンツによる情報発信を主体として行っていきます。また、アバターを通じた相互理解をテーマに、バーチャル空間を体験できるティザーコンテンツを公開していきます。

また会期中は、世界中からインクルーシブに24時間アクセスできるバーチャルならではのコンテンツ提供に加え、大阪パビリオンのイベント・催事ゾーンと連携したリアル連動型の体験を提供し、万博後もソフトレガシーとして継続運営をめざします。

◇「バーチャル上での展示体験・イベント展開」

◎万博開催に先がけ、3Dモデリングされた大阪の観光地・都市空間等のバーチャル空間等を制作・提供することにより、大阪の都市魅力を国内外に発信するとともに、万博への期待感を高めることを目的に、大阪府・大阪市においてバーチャル大阪を構築（22年2月本格オープン）

バーチャル大阪のイメージ



◎バーチャルパビリオンについては、大阪パビリオンの検討の進捗に合わせ、今後、具体化を検討し、バーチャル大阪上に搭載予定

バーチャルパビリオンのイメージ



(以上 「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画」より転載)

大阪府
中央会
お知らせ

●大阪パビリオンへの協賛について（大阪パビリオン推進委員会より）

推進委員会では大阪パビリオンに協賛いただける企業・団体を随時募集しています。みなさまと一緒に世界に発信できる魅力ある大阪パビリオンをつくりたいと考えていますので、何卒ご支援、ご協力のほどよろしくお願いします。

◇募集の詳細は、以下Webサイトをご覧くださいませようお願いします。

大阪パビリオンへの協賛について（大阪市Webサイト）

推進委員会事務局 TEL 06-6690-7283

<https://www.city.osaka.lg.jp/banpakusuishin/page/0000537665.html>



お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

中小企業のための 無料法律相談会

大阪府中央会では会員組合や
傘下事業者が抱える

法律上の悩みやトラブルを

解決するため、大阪弁護士協同組合と連携の上

無料法律相談会を開催します。

中小企業の抱える法律上の問題に取り組む弁護士が

無料・秘密厳守により1社当たり1時間までじっくりご相談に応じます。

法律上の
悩みやトラブルは
ありませんか？

【完全予約制 / 先着順】

9月以降も開催を計画しています！

日程確定次第中央会WEBサイトにてお知らせいたします。

日
程
・
締
切

2
0
2
2

5/12 木 , 6/9 木 , 7/14 木 , 8/18 木

申込締切

5/9(月)

申込締切

6/6(月)

申込締切

7/11(月)

申込締切

8/15(月)

場
所

マイドームおおさか6階(大阪府中央会にて受付)

受
付
枠

① 13:00～14:00 ② 14:10～15:10
③ 15:20～16:20 ④ 16:30～17:30

参加費

無料

1社1時間まで

【申込方法】

中央会WEBサイトの(<https://www.maido.or.jp/>)
トップページにある、「お知らせ」の「中央会からのお知らせ」より
申込書をダウンロード、ご記入の上、FAXかメールにて

●FAXでお申し込み▶

申込用紙を記入後、FAX: 06-6947-4374(大阪府中央会)まで

●メールでお申し込み▶

申込用紙をダウンロード・記載後
somukikaku@maido.or.jp まで

新型コロナウイルス感染の拡大状況によって中止とさせていただく場合がございます。
また、お越しの際はマスクの着用をお願いいたします。
当日、発熱など体調が優れない方はご利用を控えていただきますようお願いいたします。

大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪府中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6F

TEL 06-6947-4370 FAX 06-6947-4374 Mail: somukikaku@maido.or.jp

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.22

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- ・中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- ・月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- ・経営者のリスクマネジメントをサポート
- ・役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- ・総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズをサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- ・従業員の福利厚生をサポート
- ・コロナ感染時の入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度

P.23

まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

- ・コロナ感染時の入院・療養中の所得補償をサポート
- ・仕事中・24時間の傷害補償をサポート

中央会マネーガード保険制度

P.24

火災等による焼失、風水害リスクから貨紙幣類・有価証券を幅広くサポート

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

ビジネス 総合保険制度

P.25

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- ・テレワークに潜む労務リスクをサポート
- ・業務中のコロナ感染リスクをサポート
- ・万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- ・コロナ禍で増加するマイカー・自転車通勤の事故をサポート
- ・施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度

P.26

- ・1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- ・政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- ・保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度

P.27

- ・会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

+++ 経営者・役員の方へ +++

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時

事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの

事業承継・
相続税の準備

経営者・役員の
みなさまの

退職慰労金・
弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※一部対象とされない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社

〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2021-818 K-2022-1001 (2022.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

まい・とりーむ

※「まい・とりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険



傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,000円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など
多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償

NEW

特定感染症プランを
追加しました。



所得補償保険

休業補償の決定版！

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償

団体割引
20%

過去の損害率による割引5%



保険期間

2021年7月1日～
2022年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。



中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧ください。または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

SJ21-02063 2021年5月28日作成

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会



中央会 マネーガード 保険



コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの
貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。

中央会マネーガード保険の

万々に備えた、7つの特長

- 1 確定保険料方式**
▶▶▶ 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。
- 2 損害時の自己負担^{ゼロ}**
▶▶▶ 自己負担額(免責金額)はありません。
- 3 ワイドな補償**
▶▶▶ 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどの偶発的な事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。
- 4 即時払制度が利用できます。**
▶▶▶ 有価証券(国債証券を除きます。)の事故の際、即時払制度をご利用いただける場合があります。
- 5 貨紙幣の偽変造を補償**
▶▶▶ てん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。
- 6 てん補限度額(支払限度額)が自動復元**
▶▶▶ 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額(支払限度額)は減額されません。(ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。)
- 7 手続き簡単**
▶▶▶ 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶発的な事故が
対象となります。



金庫破り、ひったくり
強盗、盗難



火災、爆発による
焼失、風水災



輸送中の紛失



貨紙幣の偽造や
変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

保険期間 2021年12月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371
受付時間 平日の9時から17時

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050
受付時間 平日の9時から17時

SJ21-08992(2021年10月28日作成)

全国中小企業団体中央会の お得な保険制度をご存じですか？



ご存じですか？

「ビジネス」ネクスト

－ 業務災害補償保険 －



保険料の
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

－ 企業総合賠償責任保険 －



保険料の
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

各種
共済制度

※このチラシは、「ビジネス」ネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL: 06-6949-4371

FAX: 06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL: 06-6229-3269

FAX: 06-6229-3284

2020. 7 / AYG11 / D

業務災害補償制度

(事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています！



使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業 種	判決年	症 状	原 因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大**30%~割安** (※1)

POINT 1

全国中小企業団体中央会の
スケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」
を標準セット

1事故あたり最高**5億円**
までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の
認定を待たずに
保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は
売上高で算出
できます

保険期間 2021年10月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL:06-6949-4371

保 険 契 約 者 全国中小企業団体中央会
制 度 推 進 大阪府中小企業団体中央会
TEL:06-6947-4370

SJ21-05500 (2021年8月12日作成)

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！ **大樹生命**
日本生命グループ

集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割
口座振替 12回払

8,830円
(月払保険料)
年間保険料
105,960円



集団扱 12回払

8,410円
(月払保険料)
年間保険料
100,920円

月々
-420円



年間保険料では
5,040円もおトク！



『G K クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2021年1月1日 ■初度登録：2019年12月 ■記名被保険者：個人＜35才＞ ■ゴールド免許割引適用 ■日常・レジャー使用
- 自家用普通乗用車 ■型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■11等級 ■事故有係数適用期間：0年 ■35才以上補償
- 運転者限定：なし ■対人賠償保険：無制限 ■対物賠償保険：無制限（免責金額：なし）
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円） ■新車割引：適用
- 車両保険無過失事故特約：あり ■自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

※自動セット特約は記載していません。自動セット特約についての詳細は『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご覧ください。

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。
しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



●このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。
また、ご不明な点については下記の取扱代理店までお問い合わせください。

●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

- 大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
- 南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
- 北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

各種
共済制度

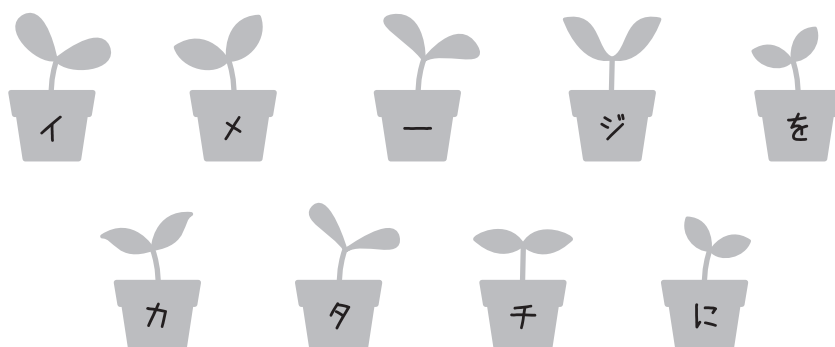
大阪府中央会の主な実施事業 4月分

4月14日(木)	行事 中小企業のための無料法律相談会 ところ マイドームおおさか6階
----------	---

大阪府中央会の行事予定 5・6月分

5月12日(木) 6月9日(木)	行事 中小企業のための無料法律相談会 ところ マイドームおおさか6階 ※5月12日開催分は申込受付終了。6月9日開催分の申込受付は6月6日まで。
5月12日(木)	行事 エル・プラス大阪第19回通常総会（書面議決）
5月12日(木)	行事 大阪府中小企業青年中央会第47回通常総会 ところ ザ・ガーデン・オリエンタル大阪
6月9日(木)	行事 大阪府官公需適格組合協議会第40回通常総会 ところ ヴィアーレ大阪
6月21日(火)	行事 大阪府協同組合職員互助会第71回通常総会 ところ シティプラザ大阪2階 燦の間
6月24日(金)	行事 大阪府中小企業団体中央会第67回通常総会 ところ マイドームおおさか3階
6月28日(火)	行事 大阪府中小企業組合士協会第47回通常総会 ところ マイドームおおさか8階

チラシ・ビラ／パンフ・リーフレット
 機関紙・会報／新聞／ホームページ
 ポスター／グッズ



印刷のご相談等、
 お気軽にお電話ください

関西共同

トータルコミュニケーション
 株式会社関西共同印刷所

〒531-0076 大阪市北区大淀中3-15-5

TEL 06-6453-3335 (中村)

FAX 06-6456-2075

E-mail eigyo2@kansai-kyodo.co.jp

URL http://www.kansai-kyodo.jp

価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号

マイドームおおさか6階

TEL (06) 6947-4370

FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴田昌幸

印刷所

株式会社 関西共同印刷所

大阪市北区大淀中3丁目15-5

TEL (06) 6453-2564 (代)